# 相続が発生する前に整理しておきたい

# デジタル遺産について

「遺産」といえば、現金や不動産などをイメージされる方が多いと思いますが、様々な場面でデジタル 化が進む現代においては、亡くなった人がデジタル形式で保管していた財産も遺産に含まれます。近 年の急激なスマートフォンの普及やインターネット利用状況によって、ますますデジタル遺産は増加し ていくと言われており、重要性が高まっているそうです。

#### ■デジタル遺産とは

デジタル遺産とは、亡くなった人がデジタル形式で保管していた財産のことで、特に金銭に関する財産のことを指します。なお、金銭に関しないデジタル形式の財産はデジタル遺品と呼ばれています。

デジタル遺産	・ネット銀行やネット証券の口座	
(金銭に関連する財産)	・FXや仮想通貨	\$
	・電子マネーの利用残高	
	・クレジットカードなどの各種ポイントやマイレージ	<u> </u>
	・デジタルの著作物(著作権)	
	・定期課金サービス	
	・サブスクリプション	など
デジタル遺品	・デジタル端末に保存された写真や動画	
(金銭に関連しない財産)	・インターネット上に保存された各種クラウドデータ	
	・SNSアカウント	
	·連絡先	
	・個人ブログの情報	など

#### ■相続におけるデジタル遺産の注意点

デジタル遺産は、相続場面において注意する点がいくつかあります。

(1) 本人(亡くなった人)にしか分からない情報で管理されている

スマートフォンやパソコンのデジタル端末のロックを解除するには、パスワード(指紋認証や顔認証)が必要ですし、デジタル遺産が管理されているアプリやサイトを確認するのにも、専用のログインIDやパスワードが必要です。今は二段階認証などセキュリティ対策が強化されているため、簡単に情報を確認することは難しくなっています。

#### (2) デジタル遺産があるかどうか見つけづらい

亡くなった人のデジタル遺産の存在を知っていても、管理情報が分からない場合もありますし、そも そも存在を知らないと見つけること自体が難しいです。存在を知らないまま、相続手続きをしてしま った場合、のちにトラブルに発展してしまう可能性があります。

#### (3) 相続の手続きが混み入っていて分かりにくい

デジタル遺産は、数が多くすべての情報をひとつひとつ確認して、相続財産に該当するか判別し、評価額を計算する必要があるため、手間も時間もかかります。

また、デジタル遺産の窓口は大半がオンライン化されているため、名義変更や解約などの手続きが必要となる場合、インターネットに不慣れであると作業が難しいと感じることがあるかもしれません。

#### ■相続発生前にすべき、生前対策

注意点を踏まえて、事前にできることをしておくことが大切です。

#### (1) 不要なサービスは解約しておく

利用しているサービスを定期的に見直し、不要なサービスは解約しておきましょう。定額課金サービスなどは、自動更新され利用者本人が手続きをしない限り、支払いが継続されてしまいます。

## (2) デジタル遺産リスト(財産目録)を作成しておく

事前にデジタル遺産リストを作成しておけば、遺産相続に関するトラブルを防ぐことに繋がります。 また、デジタル遺産はスマートフォンで一括管理しておくと、相続人はより確認しやすくなります。

#### (3) 信頼できる親族に資産の内容を伝えておく

デジタル遺産の金額がどれくらいか、信頼できる親族に伝えておきましょう。生前に伝えることが難しければ、エンディングノートやスマートフォンなどで入力できる終活アプリに、デジタル遺産の内容やアクセス方法(IDやパスワードなど)、処分方法を記録し、家族と共有しておきましょう。パソコンやスマートフォンのパスワードも合わせて記載します。

## (4) 遺言書を作成しておく

相続手続きまで念頭に置くと、デジタル遺産は遺言書の形で残すことが望ましいと言われています。 デジタル遺産に関わらず、資産を誰にどのように相続させるか、明確にすることが重要です。 また、第三者によるアカウントの乗っ取りやなりすましを防ぐために、死後事務委任契約(亡くなった 後の事務手続きを依頼する契約)などで代理人に管理を依頼する方法もあります。



デジタル遺産の取り扱いは、現代社会において避けては通れない道になってきました。デジタル形式で残っている遺産の量も増加傾向にあり、価値の高いデジタル遺産の存在が見過ごされると、遺産分割協議のやり直しや追徴課税の発生などトラブルに発展する可能性がありますので、相続人に迷惑をかけないためにも、生前対策や管理・整理を怠らないようにしていきたいですね。